

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊生企第315号

令和4年4月5日

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動実施中の再非行に係る事件を送致又は通告する場合の資料の送付について（通達）

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動実施中の再非行に係る事件を送致又は通告する場合の資料の送付については、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動実施中の再非行に係る事件を送致又は通告する場合の資料の送付について（通達）」（令和元年5月13日付け熊少第243号。以下「旧通達」という。）に基づき対応しているところであるが、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）及び犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する法律（令和4年国家公安委員会規則第1号）の制定に伴い、下記のとおり対応することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、本通達の発出をもって廃止する。

記

1 資料の送付に係る対応

(1) 支援活動の意義及び記録

「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」（以下「支援活動」という。）は、過去に非行少年として取扱いのあった少年のうち、各種事情を総合的に勘案した上で、再び非行に走りかねない状態にある可能性があるとして認められる少年（少年審判手続中又は保護処分中であることが判明している少年を除く。）について、少年又は保護者に警察から積極的に連絡を取り、保護者からの同意（対象となる少年が特定少年（18歳及び19歳の少年をいう。以下同じ。）の場合は、本人からの同意）が得られた場合に少年を「支援対象少年」として、少年の立ち直りを支援するための活動を行うものである。

支援活動の内容は、少年及び保護者の悩みを聞いたり、求めに応じて指導・助言を行うほか、個々の少年の状況に応じて、社会奉仕体験活動、生産体験活動、スポーツ活動等の各種体験活動や就学・就労支援等であり、その実施状況等についてはサポート活動経過表に記録することとしている。

(2) 家庭裁判所への資料送付の趣旨

少年事件においては、少年審判規則（昭和23年最高裁判所規則第33号）第8条第2項の規定により、司法警察員や検察官、児童相談所長等が事件を家庭裁判所に送致する場合には、書類や証拠物に加えて「その他参考となる資料」も「送付しなければならない」こととされている。

この点、少年審判の対象は、非行事実の有無のほか、少年が将来再び非行を行う危険性の有無（要保護性）も含まれるところ、支援活動実施中に再非行した少年の支援活動中における状況等が記録されたサポート活動経過表の内容は、家庭裁判所における要保護性の判断に資するものが含まれていることから、「その他参考となる資料」に該当し得る。

また、より多くの判断材料を家庭裁判所に提供することにより、少年にとってより適

切な処遇の判断が期待できることから、支援活動の状況等を資料として送付することは当該少年の健全育成上も有益である。

(3) 支援活動に係る資料の送付

前記を踏まえ、犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年に係る事件の送致が少年の再非行に係るものであり、再非行当時、少年に対する支援活動が行われていたことが判明した場合には、サポート活動経過表に記録された支援活動中の状況等を資料化し、「その他参考となる資料」として、当該事件の送致の手続きに則り送付することとする。

したがって、事件の送致を行う警察署（以下「事件送致警察署」という。）は、その非行事実が少年の再非行に係るものである場合には、警察本部生活安全企画課肥後っ子サポートセンター係（以下「サポートセンター」という。）において、再非行当時に支援対象少年として支援活動を実施していた可能性があることに留意し、2の対応要領により資料を送付すること。

2 対応要領

(1) サポートセンターへの照会

事件送致警察署は、少年に係る捜査・調査の過程において、少年の供述等により少年が再非行当時に支援対象少年であったことが判明した場合には、サポートセンターに対し、少年に係るサポート活動経過表の記載内容について照会すること。

他県居住の少年に係る事件の送致を行う場合にあっては、サポートセンターを通じて照会すること。

(2) サポートセンターの対応

サポートセンターは、事件送致警察署から2(1)の照会を受けた場合には、速やかに当該少年に係るサポート活動経過表及びサポート活動対象少年発見報告書の写しを送付するなどして照会に応じること。

(3) 資料の送付方法

事件送致警察署は、サポートセンターが作成したサポート活動経過表の内容及び、別添様式「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の実施状況」を添付した捜査報告書（触法調査及びぐ犯調査による場合は調査報告書。以下同じ。）を作成し、事件の送致を行う際に事件の性質に応じて検察庁、児童相談所又は家庭裁判所に一件書類として送付すること。ただし、作成が間に合わないなどの場合には、関係書類の追送により送付しても差し支えない。

(4) 家庭裁判所等からの要請への対応

2(3)の資料を送付した場合、個々の支援活動の具体的な状況等について、家庭裁判所又は児童相談所から補充的な照会を受ける可能性がある。照会は、サポートセンター宛になされるので適切に対応すること。

また、少年に係る捜査・調査の過程において、当該少年が再非行当時に支援対象少年であったことが判明せず、資料を送付しなかった場合でも、警察を含む関係機関から事件が家庭裁判所に送致された後、家庭裁判所において同事実を把握した場合には資料の送付を追加的に求められる可能性がある。家庭裁判所から要請を受けた場合には、事件の送致を行った警察署において、2(1)及び(3)により資料を送付すること。

3 運用上の留意事項

(1) 送付対象となる少年

資料送付の対象となる少年は、支援活動実施中に再非行を犯した少年であり、事件の送致に係る再非行当時に支援対象少年として支援活動を実施していた場合をいう。したがって、過去に支援対象少年であったが、再非行当時には支援活動を終了していた場合は該当しない。

また、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第8条第2項（第13条第3項及び第14条第2項において準用するものを含む。）における少年相談、触法少年、ぐ犯少年及び不良行為少年に係る継続補導としての活動である場合にも該当しない。ただし、これらの場合についても、個別の判断で「その他参考となる資料」として送付することは差し支えない。

(2) 捜査報告書の作成・送付

少年事件の記録は、少年の付添人が閲覧・謄写することが認められており、付添人を通じて少年や保護者が内容を知り得ることに配慮する必要があるところ、サポート活動経過表は他機関への送付を前提に作成したのではなく、支援活動を通じて得た情報として、当該少年以外の個人情報等も記録されていることからサポート活動経過表自体を複写し送付することは、支援活動の前提となる少年や保護者との信頼関係が損なわれるおそれがある。

そのため、サポート活動経過表を直接送付することは厳に慎み、サポート活動経過表を基に支援活動の状況等家庭裁判所における処遇の判断等に資する内容を抜粋して送付することが適切である。

別添様式は、必要事項の欠落を防止するとともに業務負担を軽減する観点から運用するものであり、事件の送致を行う警察署において別添様式を別紙として添付した捜査報告書（以下「資料添付報告書」という。）を作成し送付すること。

なお、別添様式については、別紙の【記載要領】に基づき記載すること。

(3) 触法少年及びぐ犯少年の通告に係る運用

本県では、触法少年及びぐ犯少年を児童相談所に通告する場合、触法少年は児童通告書及び調査概要結果通知書、ぐ犯少年は児童通告書のみにより行い、申述書、補導歴照会・回答書等の参考資料を送付していないことから、触法少年及びぐ犯少年を通告する場合は、資料添付報告書を送付しないこととするが、児童相談所から調査関係書類の閲覧を求められる場合に備え、送致する場合と同様に作成しておくこと。

(4) 支援活動に関する家庭裁判所の理解の促進

資料の送付に当たっては、支援活動について保護者からの同意が得られなかったり、支援活動の必要が認められないなどの理由により、当初から支援対象少年にならない少年も存在すること、また、活動の頻度や方法等についても当該少年の特性や地域により異なることなど、当該支援活動の趣旨や実情を家庭裁判所が正しく理解した上で、当該少年への処遇の判断等が行われる必要がある。

支援活動を受け入れたり、受け入れる意思を表明した（少なくとも当初は立ち直りの意思を示した）ことにより、資料送付の対象となる少年が、支援活動を受け入れなかったり、いまだ立ち直っていないにもかかわらずやむなく支援活動を終了せざるを得なかったなどの理由により、資料送付の対象とならない少年と比べ不利益な取り扱いを受け

ることのないよう、家庭裁判所との連絡協議会等の機会を通じて、支援活動について適切な理解が促進されるよう努めること。

※ 別添・別紙（略）